

# 青森県報

第四千五百十三号

平成三十年  
十月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 公有水面埋立ての免許……………(港湾空港課) ……三

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 ……(同) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……四
- 右 ……(同) ……四

### 告

### 示

#### 青森県告示第六百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名又は 名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法 人吉幸会	〇 三戸郡五戸町字 苗代沢三の六六		短期入所 生活介護	シヨートス の森	下北郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の〇一〇六	平成 三〇・〇・一

#### 青森県告示第六百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者	氏名又は 名	主たる事務所 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの 種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法 人吉幸会	〇 三戸郡五戸町字 苗代沢三の六六		短期入所 生活介護	シヨートス の森	下北郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の〇一〇六	平成 三〇・〇・一

青森県告示第六百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	スマイル薬局南郷店	八戸市南郷大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	平成 三〇・九・二六
変更後	共創未来南郷薬局		
変更前	ハロー薬局羽白	青森市大字羽白字沢田五一の一	平成 三〇・九・二七
変更後	共創未来羽白薬局		

青森県告示第六百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
社会医療法人博進会南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の一	平成 三〇・九・三〇

アップル調剤薬局黒石店

黒石市寿町四七の三

三〇・九・二〇

青森県告示第六百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
谷口 哲	一般財団法人 医療と育成の ための研究所 清明会弘前中 央病院	弘前市大字吉野 町三の一	心臓血管外科（心臓 機能障害）	平成 三〇・一〇・一

青森県告示第六百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

一 測量計画機関

青森県地方務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

（不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成）

三 測量の期間

平成三十年九月二十五日から平成三十一年二月二十八日まで

四 測量の地域

弘前市大字桔梗野一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全地域

(不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のための四級基準点の新設)

青森県告示第六百九十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成三十年十月一日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成三十年十月十日

小湊港港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字間木五一の三、五一の五、五一の九、五一の八、九、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、二八の二及び二七の三の地先公有

水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒二六、東経一四〇度五八分五〇秒七)から一八四度五四分三〇秒 一、〇三四・〇一メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一一〇度四八分三〇秒 九・七七六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 二〇〇度四八分一八秒 九三・五〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二九〇度四八分三四秒 一〇・九七〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一九度三七分一八秒 三〇・二三六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八度四九分〇四秒 四五・八六六メートルの地点

3 面積

一、一〇九・一〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字間木五一の二、五一の三、五一の五、五一の九、五一の八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、二八の二及び二七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒二六、東経一四〇度五八分五〇秒七)から一八四度三四分一九秒 一、〇二二・二二メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一一〇度四八分二一秒 三一・三七四メートルの地点

③の地点 ②の地点から 二〇〇度四八分二一秒 一一六・八〇九メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二九〇度四八分二〇秒 三四・八九五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一九度一分四一秒 四〇・五四七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八度四九分〇四秒 四五・八六六メートルの地点

3 面積

四、一五一・二二平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社荒関

二 代表者の氏名 荒関渉

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一〇三の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一一七五二号

五 取消年月日 平成三十年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年二月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柏屋建築事務所

二 氏名 柏谷巧

三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑一丁目三〇の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一五七〇三号

五 取消年月日 平成三十年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成三十年九月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月十日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成三十年九月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月十日

西北地域県民局長 平 野 義 一

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭